

那須南病院清掃業務委託仕様書

この仕様書は、南那須地区広域行政事務組合が発注し、履行場所である那須南病院（以下「病院」という。）の清掃業務を受託する者（以下「受託者」という。）が行う業務の大要を示すものであって、医療法施行規則で定める基準に適合することを前提とし、現場の状況に応じて簡易なものについては、仕様書に記載されていない事項であっても誠意をもって行い、病院が安全管理上または業務運営上必要と認めたものについては、契約の範囲内で実施するものとする。

1 目的

病院内外における清掃・ごみ処理等の業務により、病院内の良好な衛生環境を維持し、病院業務の円滑な運営及び美観の維持、劣化の抑制等を図ることを目的とする。

2 業務委託名

那須南病院清掃業務委託

3 履行場所

栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号
南那須地区広域行政事務組合立那須南病院

4 履行期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

なお、この業務委託契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約にあたっては、組合の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

契約の日から令和8年9月30日までを当該委託業務の準備期間とする。

（準備期間に発生する一切の費用については受託者の負担とする。）

5 業務内容

別紙「清掃業務内容」のとおり

6 業務実施上の注意事項

- (1) 受託者において、業務遂行にあたり損害が生じても、その損害を病院に請求することはできない。
- (2) 委託業務を実施するにあたり、次の事項を遵守すること。
 - ① 院内感染防止を主眼とした清掃業務（清掃用具、方法等）を行う。
 - ② 手術室、中央材料室、厨房等で病院が特に指定する部屋内を作業する場合は病院職員と別途打合せを行い、さらに現場の職員の指示に従うこと。
 - ③ 上記の部屋に入室時、病院が指定するキャップ、防護衣等を着用して衛生面に特に気をつけること。
 - ④ 医療機器類、薬剤類、診療材料類、医局・看護部・事務室等の書類、患者及び職員の私物等には、無断で触れないこと。
 - ⑤ 病棟等の清掃は、病室の感染病室別カラーリングに注意し、入退室時に必要に応じた適切な措置を取るとともに、清掃方法については病院の指示に従うこと。
 - ⑥ 非常口や窓・網戸等の設備を動かす必要がある場合は、塵埃等の飛散に注意し、作業後の点

検を厳重に行い、元通りに戻すこと。

- ⑦ 病院の内外を問わず塵埃飛散防止に十分注意すること。
- ⑧ 作業により病院所有財産を破損しないこと。
- ⑨ 作業において引火性の危険物は使用しないこと。
- ⑩ 電気、水道等の使用にあたっては、必要最小限とし、極力節約に努めること。また、器械器具その他のものに飛沫させないこと。

7 受託者の責任

- (1) 受託者は、病院の名誉を重んじ、これをき損しないよう努めなければならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この事項は、受託者及び業務従事者がこの業務を解かれた後も持続するものとする。
- (3) 受託者は、常に業務従事者の健康に注意し、伝染性の疾患に感染した者に対しては、病院の感染対策に準じて業務に従事させること。
- (4) 受託者は、業務従事者に対して受託業務上必要とする専門的な教育訓練を実施し、病院における業務履行に支障をきたさないように万全を期さなければならない。仮にも、医療廃棄物の取扱に無知であるために事故が起きることがあってはならない。
- (5) 業務従事者は、礼儀正しく品行を慎み、常に清潔にし、応接にあたっては懇切丁寧を旨とし、粗暴な言動があってはならない。なお、当病院で不適格者と判断した業務従事者については、速やかに別の適任者と交替させること。
- (6) 業務従事者は、患者、患者の家族、面会者及び病院職員等とみだりに接触、会話等をしてはならない。病院への業務上の連絡は、責任者から病院側職員に行うこと。
- (7) 病院は敷地内禁煙であるため、従事者もこれに従うこと。（車両内も含む。）
- (8) 業務従事者の通勤車両等は、病院より定められた場所へ駐車をすることとし、指定場所以外に駐車してはならない。従わない場合は、受託者において全ての業務従事者の駐車場所を別に確保すること。
- (9) 受託者は、年度当初及び業務従事者に変更があった場合は、業務従事者名簿を提出すること。なお、勤務予定表は毎月提出すること。
- (10) 受託者は業務遂行にあたり、医療法、薬機法、建築物における衛生環境の確保に関する法律等関係法令を遵守すること。
- (11) 受託者及び業務従事者は、安全管理に留意し、病院内で業務に使用するもの（清掃用具及び脚立など）を放置したまま現場を離れることはできない。業務終了後は、使用したものの有無の確認を必ず行い、紛失物がある場合は病院担当者に至急連絡をとること。
- (12) 受託者は、病院の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供を行わなければならない。

8 委託料の支払い

委託料は、落札価格を36か月で除した月払いとし、受託者は、毎月業務完了後に委託料（月割額）を請求するものとする。

委託者は、請求書を受領後 30 日以内に支払うものとする。

9 引き継ぎ

受託者は、委託期間終了まであるいは保証を有する期間後に委託業務が新たな者となる場合は、業務が滞ることのないよう誠意をもって十分引き継ぎを行うものとする。なお、これに要する費用は引き継ぎを受ける新たな受託者が負担するものとする。

10 留意事項

作業を行う際、業務に影響を及ぼす場合または及ぼす恐れがある場合は現場の病院の指示に従うこと。（具体的に業務に影響を及ぼす事案として、音、振動、臭い、粉塵などをいう。）

【別紙】

清掃業務内容

1 日常清掃

(1) 作業範囲

(通常清掃)

建物区分	階数	延面積 (㎡)	備考
既存棟	地上2階	2,598.40	
		外来 1,240.48	
		更衣室・通用口廊下等 294.01	
		2階病棟 1,063.91	
増築棟	地下1階地上5階	6,450.14	
		1階 1,704.91	
		2階 1,252.24	
		3階、4階病棟 2,161.02	
		5階 469.13	
		地下 862.84	
構内		11,694.83	各病棟のベランダ、屋上、敷地の清掃を含む

(随時清掃)

医師オンコール 部屋	オンコール用住宅 1LDK (1部屋) <年間利用日数見込み 50日>	病院近隣地
病児保育所	病児保育所 1LDK (1部屋) <年間利用日数見込み 100日>	病院近隣地

(スポット清掃)

救急受付よりエレベータホール、階段の清掃	通常清掃の行われない日
医師当直室のシーツ交換等	

(2) 責任者の資格

受託者は、業務を指揮監督することができる者から、責任者を定め常駐させなければならない。

なお、責任者は、(一財)医療関連サービス振興会またはこれに準ずる機関で行っている講習会等の指定する特定の講習会を定期的に受講し終了した者であること。(受講の都度、修了証等の写を提出することを要す。)

(3) 従事者

受託者は、業務の従事者として、病院における清掃業務経験者の中から適格な人材を選び、本書に基づいた業務を十分にこなせる体制とすること。また、従事者に異動があったときには病院に届け出ること。

配置人員：7名以上を常駐させることとする。

(4) 業務日

契約期間内における日曜日、祝日及び1月2日を休日とし、これらを除いた日を通常清掃業務日とする。

ただし、病棟の清掃に限っては、上記により連休となる場合であっても、2日を超えて清掃を実施しないことがあってはならない。(準業務日として、清掃を行う。)

なお、スポット清掃業務日は、通常清掃業務日以外の日とする。

(5) 清掃の範囲

業務日：全域において、清掃を実施する。

土曜日、準業務日及び12月31日：病棟の清掃及び各宿直室内のシーツ交換を実施する。

日曜日、祝日：スポット清掃のみ実施する。

(6) 業務時間

原則8：00～17：00までとする。ただし、協議の上業務内容により7：30～16：30までとすることができる。

なお、スポット清掃については、各日2時間とする。

(7) 服装

責任者及び従事者（以下「業務従事者」という。）は、受託者の制定する社名入りの制服を着用し、身だしなみに注意すること。

(8) 勤務予定表の提出

受託者は、毎月通常清掃及びスポット清掃の勤務予定表を作成し、病院に提出し承認を得なければならない。

(9) 作業内容

(通常清掃関連)

No	作業項目	作業内容
1	室内、廊下、階段、手すり等の清掃（床掃き、モップ拭き及び真空掃除機等による清掃）	① 日常業務において、全エリアを1回以上実施すること。 ② 待合用の椅子やテレビ台、鉢植え等の物品を移動させたうえで丁寧に掃除を行うこと。 ③ 場所によりアルコール清拭を実施する。
2	一般廃棄物の収集及び集積所への運搬	① 院内各所のゴミの収集及び外来駐車場等構内のゴミの収集を行うこと。 ② ゴミ集積所に運搬する担当者は、集められたゴミが長間廊下等に放置されたままにならないよう注意を払い、速やかに集積所へ運搬し分別すること。
3	医療廃棄物の収集及び集積所への運搬	院内各所の医療廃棄物容器を安全に集積所へ運搬すること。また、医療廃棄物用容器の在庫管理及び各現場への容器の補充も行うこと。
4	トイレ清掃	① 消耗品の補充を行うこと。 ② トイレの特性に応じ、水洗い等丁寧に行うこととし、便座をブラシで擦り、傷を付けたりしないこと（個室も含む。）。
5	浴室清掃	シャワールームを含む院内各所の浴室・浴槽の清掃を行うこと。
6	壁面等の清拭	壁面、手摺、院内物品である長椅子・棚の上及びカーテンレールの上を清拭すること。
7	窓（網戸）清拭及び冬季の結露除去作業	各病室及び廊下の窓ガラス清掃は、ガラスとサッシ枠部を清拭し、常に清潔に保つこと。結露した水滴は、専用ワイパー等を用いて、綺麗に取り除くこと。網戸については、別に定期清掃で行うが、病院内の清潔な環境に影響あると認められる場合は病院と協議し網戸の清掃を行うこと。

8	ベランダの清掃	病棟のベランダには、ゴミや鳥の糞等が溜まらないよう随時清掃を行うこと。
9	傘立ての清掃	玄関等の傘立て及び傘立て下の塵、ゴミなどを週1回綺麗に取り除くこと。
10	構内の清掃	屋上、各建物周辺及び外来駐車場等を清掃する。
11	宿直室内の清掃	各宿直室内の清掃、ゴミ収集、シーツ等の交換を行うこと。
12	その他	① 必要により各病室等のカーテン交換（不定期）及びクリーニング後のカーテン管理を行う。 ② 各室の洗面台の清掃及びペーパータオルの補充を行う。 ③ 上記の作業内容に基づいて業務を行うこととするが、病院が現場で指示した内容についても契約の範囲内において誠実に対応すること。

(10) 負担区分

業務実施に要する負担区分は、下記のとおりとする。

なお、明記されていない項目等については、その都度両者協議の上決定することとする。

No.	項目等	病院負担	受託者負担	備考
1	光熱水費	○		
2	トイレトーパー	○		
3	トイレ芳香ボール	○		
4	便座除菌クリーナー液	○		
5	清拭用アルコール液	○		
6	ペーパータオル	○		
7	ビニール袋（ゴミ袋）	○		
8	ディスポマスク	○		
9	ディスポグローブ	○		
10	モップ（本体、替え）、箒（自在箒）		○	
11	業務用フローリングワイパー（本体、替え）		○	
12	シャボネット石鹼液等の消耗品		○	
13	真空掃除機等の掃除機器、用具		○	
14	業務従事者用制服		○	
15	業務従事者休憩室備品	(○)	○	受託者は備品類を設置するにあたり、事前に病院の承諾を必要とする。また、病院は再利用可能品を貸与出来る。
16	業務従事者休憩用消耗品		○	
17	業務従事者の衛生費（健康診断・予防接種等）		○	
18	業務従事者の研修及び出張経費		○	

2 定期清掃

(1) 目的

日常清掃では行き届かない場所、除去困難な汚れ、汚れ進行度の遅い場所等について、より専門的な業務を定期的に行うことを目的とする。

(2) 作業範囲

建物区分	階数	延面積 (㎡)	備考
既存棟	地上 2 階	2,598.40	
		外来 1,240.48	
		更衣室・通用口廊下等 294.01	
		2 階病棟 1,063.91	
増築棟	地下 1 階地上 5 階	6,450.14	
		1 階 1,704.91	
		2 階 1,252.24	
		3 階、4 階病棟 2,161.02	
		5 階 469.13	
	地下 862.84		
構内		11,694.83	
病児保育所		73.70	
医師オンコール部屋		73.70	

(3) 作業内容

No	作業項目	対象面積等	回数	予定月	備考
1	床の剥離洗浄及びワックス塗布仕上げ	全床面積 7,347.3 ㎡	1 回/ 年	9	特別室(323, 423 号室)の床材に注意すること。
2	床の洗浄及びワックス塗布仕上げ	1 階のみ 2,471.0 ㎡	2 回/ 年	5、1	1 階夜間出入口、エレベータホールは午前 8 時までに終了すること。
		1 階夜間出入口、エレベータホール 125.0 ㎡	3 回/ 年	7、11、 3	
		手術室一式 273.3 ㎡	1 回/ 年	1	
		MR I 室一式 82.8 ㎡	1 回/ 年	1	
3	窓ガラス・網戸・サッシ枠清掃	窓ガラス全域 1,433.7 ㎡	2 回/ 年	5、11	高所作業車使用
		網戸全域 317.6 ㎡	1 回/ 年	11	

4	建築物における衛生的環境の確保に関する施行令及び施行規則で定めるねずみ等（ゴキブリ、ダニ、ハエ含む）の調査、発生防止、防除、駆除等	全域 6,291.1 m ²	2回/ 年	5,11	契約回数のほか、ねずみ等害虫の発生の都度、随時有効な対策を行うこと。
6	2. 3. 4階浴室及び介護浴室清掃	4箇所 49.81 m ²	3回/ 年	5,10,1	
7	外周側溝及び樋立て内清掃	一式 (敷地内・5階建一部2階建) ・外周側溝高圧洗浄 ・樋立て内高圧洗浄	1回/ 年	6	
8	院内（病児）保育所清掃・衛生害虫駆除	一式 別棟 73.70 m ² ×2棟 床・ジュータン・ガラス・網戸・トイレ・シャワー室・台所・照明・エアコンフィルター・外壁等の清掃、蜘蛛の巣・ゴキブリ・ダニ駆除等	1回/ 年 (土曜日)	6	
9	カーペット洗浄	5階エリア(6室) 109.0 m ²	1回/ 年	9	

(4) 服装

責任者及び従事者（以下「業務従事者」という。）は、受託者の制定する社名入りの制服を着用し、身だしなみに注意すること。

(5) 負担区分

業務実施に要する病院の施設、電力及び水道の費用については、病院の負担とする。それ以外の業務に要する物品等は、全て受託者負担とする。

(6) 実施計画書の提出

受託者は、定期清掃における作業日時、清掃場所、清掃方法（使用する清掃用具等を含む。）及び体制等を明記した「定期清掃年間実施計画書」を作成し、病院の承認を得なければならない

(7) 業務報告書の提出

受託者は、それぞれの業務が終了したときは、遅延なく業務報告書を提出し、病院の承認を得なければならない。

3 業務実施上の注意事項

委託業務を実施するにあたり、次の事項を遵守すること。

- (1) 非常口や窓・網戸等の設備を動かす必要がある場合は、塵埃等の飛散に注意し、作業後の点検を厳重に行い、元通りに戻すこと。
- (2) 病院の内外を問わず塵埃飛散防止に十分注意すること。
- (3) 清掃器具等の取扱いによる衝撃等で病院所有財産を破損しないこと。
- (4) ガソリン、ベンジン等の引火性の危険物は使用しないこと。

- (5) 電気、水道等の使用にあたっては、必要最小限とし、極力節約に努めること。
- (6) 精密機械を設置している居室内の塵払いは、真空掃除機を使用すること。
- (7) 室内の掃き掃除は、塵埃飛散防止のため、真空掃除機又はブロアーブラシ類等を使用し入念に行うこと。
- (8) カーペット敷床は、真空掃除機等で丁寧に吸塵を行い、絨毛を損傷しないよう入念に行うこと。
この場合、軽易に移動できる椅子、衝立等の備品類は移動のうえ掃除すること。
- (9) ブラインドの清掃は、両面を丁寧に清拭すること。
- (10) 机、窓枠、窓台等は、丁寧に塵払いを行い、清水又は特殊雑巾拭きを行うこと。
- (11) 洗面台、便器類は、洗浄剤を用いて丁寧に水洗いのうえ、雑巾拭きを行うこと。
- (12) 塵芥、紙屑は、毎日搬出して所定の場所に運搬すること。
- (13) トイレのトイレットペーパー及び洗面所の石鹸・ペーパータオルは、常時補給して、その使用に支障のないようにすること。また、在庫管理も行うこと。なお、トイレに清掃管理記録簿を備え付け、1日2回以上従事者による確認を行うこと。
- (14) 作業の休憩時には、使用していた清掃用具を定められた保管場所に収納し、廊下に放置したままにしないこと。
- (15) 清掃を行うために必要となる家具の移動については、受託者が責任を持って行うこと。

4 従事者管理上の注意事項

各従事者に、以下のとおり指導することにより、病院スタッフとしての自覚を持たせ、病院職員として従事させること。

- (1) 従事者の資質の向上及び清掃技術の低下防止を目的とした研修を月1回以上実施し、病院に研修・指導内容を報告すること。
- (2) 病院用清掃用具及び用具運搬器具を充実させ、作業を効率的かつ美しく行えるようにすること。
- (3) 従業員の身だしなみは、毎日、責任者により全従業員を対象に指導を行い、注意すること。
- (4) 病院用作業着は病院施設内のみ着用し、休憩時間等の外出時には、私服に着替えること。

5 留意事項

- (1) 病院は、業務に支障をきたすおそれのある場所の清掃は、病院の指定する日時に行うよう調整すること。
- (2) 業務遂行の結果、この仕様書に定められた事項（清掃の質を含む）を満たしていないと病院が判断した場合には、受託者に対し契約した金額を減額することがある。